政令第三十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の三」に改める。

第一章中第八条の次に次の見出し及び二条を加える。

（施設委託管理者の指定の手続等）

第八条の二　法第四十五条第一項に規定する施設委託管理者（次条第五号において「施設委託管理者」という。）の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により、法第四十五条第三項に規定する施設委託管理業務（次条第三号において「施設委託管理業務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる法人について行う。

第八条の三　主務大臣は、法第四十五条第一項の規定により同項に規定する施設の管理（第二号及び第六号において「管理」という。）を委託しようとするときは、当該管理を委託する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該施設の内容及び範囲並びに所在地

二　管理の委託の期間

三　施設委託管理業務を開始すべき日

四　当該施設に係る特別特定重要物資等（法第四十四条第一項の規定による指定を受けた特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（法第七条に規定する原材料等をいう。）をいう。）の品目

五　前号の特別特定重要物資等の安定的な供給の確保のために施設委託管理者がとるべき措置

六　管理に関する費用の負担区分

七　その他必要な事項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十五号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備　考
（略）	（略）	
2	（略）	

改　正　前

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備　考
（略）	（略）	
2	（略）	

（傍線部分は改正部分）